まとめ

第二節 国際法史研究者の視点からのライプニッツ

プニッツ

第一節 「国際法」関連文献及び国際法概説書におけるライ

ライプニッツの法理論と「近代国際法」(三)

― 「法」・「国家」・「主権」・「ユース・ゲンティウム」 の観念を題材として-

石 欽 司

明

第三章 ライプニッツの「国家」観念

はじめに

第一章 予備的考察:国際法(史)研究におけるライプニッツ

はじめに

の位置付け

第一節 「社会」

第二節 国家観念を巡る諸問題

 $\widehat{\underline{}}$ "civitas" ム "respublica"

=国家の定義

 \equiv 国家構成原理を巡る問題:不完全な社会契約論

第三節 国家の法人格 国家の抽象的人格性

領域の結合と法人格

まとめと若干の考察

分析を中心として

第四章 ライプニッツの「主権」理論-

-"Suprematus" 観念の (以上、本号)

はじめに

(以上、八十八卷十一号)

第二章 ライプニッツの「法」観念

はじめに

第一節 ライプニッツの法認識を巡る若干の特色 ライプニッツの法観念の基本的構成

まとめと若干の考察

(以上、八十九卷四号)

第一節 「統治権」観念の錯綜

第三節 "Suprematus" 理論における帝国等族

まとめと若干の考察 第四節 "Suprematus" の特質

第五章 ライプニッツの「国際法

観念

(以上、八十九巻七号

ムを巡る諸観今

はじめに:ライプニッツの欧州社会観とユース・ゲンティウ

第一節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理

まとめと若干の考察

第二節 ライプニッツのユース・ゲンティウム理論の内実

侖

•

(以上、八十九巻八号

三章 ライプニッツの「国家」観念

はじめに

ているからである。そして、それによって、彼の国家理論と近代国際法学における国家理論との関係が明らかに における国家観念が、当該国家内に実在する支配者乃至統治者とは別個の 特に、国家が抽象的人格として理解されているかという点に我々は注目するべきであろう。それは、近代国際法 にすることによって、 なった近代主権国家と彼の理論における国家との乖離の有無と(仮に、それがあるとするならば)その程度を明確 いたのかについて検証することである。この検証作業は、近代国際法学において唯一の法主体とされるように 本章における課題は、ライプニッツが「国家」をどのようなものとして観念し、それをどのように理論化して 彼の国家理論の近代性を評価するために行われる。そして、そのような評価を行う際に、 (抽象的)法人格を有するものとされ

されることが期待されるのである。

るライプニッツの理論には及ばない。これは、 察において行われるものに限定されている。) 来している。(本稿における政体論に関連する議論は、 本章における考察は、このように国家の抽象的人格性に注目するが、 勿論、 後述 近代国際法理論が国内の政体を問題としなかったことに由 (第四章第三節) の神聖ローマ帝国の領邦の地位に関する考 国家内部の統治体制 (政体) に関 す

について論じ 0) うなものとして観念されていたのかを確認し(第一節)、次に、国家(又は社会)を理論的に構成する際に何らか 源理 以下では、ライプニッツの論述の中で、先ず、 (国家構成原理) が用いられていたのか、用いられていたとすれば、それがどのようなものであったの (第二節)、 更に、 国家に何らかの抽象的人格が付与されているのかという問題について考察する 国家もその一つの形態である「社会」について、それがどのよ

第一節 「社会」

ライプニッツは、『自然法論』(Vom Naturrecht)

と題された小品の中で、正義との関係にお

いて「社会」

社会をその構成員間の関係に基づいて次の六つに分類している。(※) Vereinigung)」であるが、彼は、「自然が欲した自然的社会 (eine natürliche Gemeinschaft)」という観念をもって、(密) (Gemeinschaft) について論じている。彼によれば、「社会とは、 共通の目的の ための、 複数の人々の

供達との間」のものである。第三の自然的社会は「主人と召使との間」に存在する。 (ここでは、「或る人が悟性 を維持するために必要」なものである。次に、「第一のものから直ちに生ずる」第二の自然的社会は、 ライプニッツによれば、「第一の自然的社会は一人の男性と一人の女性との間のものであ」り、 それは |両親と子 一人類

自らを養う強さ(Kräften)を欠かない場合には」そのような社会が存在することは自然であ

(Verstand) を欠くものの、

邦から「王国又は大所領」(ein Königreich oder große Herrschaft)が形成されるとされ、それらの何れもが、「そ ければ都市 (eine Stadt)」とよばれ、複数の都市から成る社会が「邦」(eine Landschaft) であり、更に、複数 る」とされている。第五の自然的社会は、「市民社会」(die bürgerliche Gemeinschaft)であって、それが「小さ の三つの自然的社会の一部又は全てを含むものとされており、「その目的は、人間の日々の必要[の充足]であ れており、アリストテレス的な人間観が示されている。)第四の自然的社会は「世帯」(Haushaltung)であり、以上

こにおける幸福の実現又は安全[の確保]」を目的とするものであるとされている。最後に、第六の自然的社会

全人類を結合する」としている。) 敬虔且つ神聖な人々により維持されてきたであろう」とされ、また、その目的は「永遠の幸福」にあるとされる。 する」ことを挙げ、更に、「聖人から成るこの社会は、カトリック的又は普遍的(katholisch oder allgemein)であって、 は「神の教会」(die Kirche Gottes)であり、それは「恐らく啓示(Offenbarung)なくしても存在したであろうし 我々の内部に根差した自然的宗教(eine natürliche Religion)と不滅への欲望(Begierde der Unsterblichkeit) ライプニッツは、「私がこの[第六の]社会を自然的社会と呼ぶことを驚くには当たらない」とし、その理由として

このような「神の教会」の下に置かれる諸々の自然的社会の中で、本章の考察対象である「国家」は、第五のも 分類している。また、『自然法論』の末尾部分において、「全ての領邦(Länder)は神の教会の下に立つ」とされ のである「市民社会」の中に位置付けられることとなろう。 ていることから、他の五つの自然的社会は「神の教会」の下位秩序として認識されていることになる。そして、 以上のように、ライプニッツは、社会を自然的な結合として理解し、それを各々の目的と構成員を基準として

ライプニッツは、 以上のような自然的社会に関する説明とは別に、『Suprematus 論』において現存する社 り、「そのような人は、本性により(von Natur)、その者に命ずる他者に従って召使として働かなければならない」とさ

四 述における結合の紐帯は、第五及び第六の自然的社会のためのものであると解されるが、そこには、第一から第 び皇帝に [服従させ]、最後に、現存する力は臣民を諸侯又は上位者に ipsa)である」ことを示した上で、「良心は全ての者を神に服従させ、 maxima vincula) 会の結合のための紐帯について、次のような論述を行っている。即ち、 .の自然的社会の紐帯については論ずる必要がないほどに「自然的」であるとの認識が隠されているとも言える が人間を結合する」とし、それらが「良心(conscientia)、 畏怖は諸侯を教会、 [服従させる]」とするのである。 (28) 彼は、「確かに、三つの最大の紐 畏怖 (reverentia)、 神聖[ローマ] 力それ自体 帯 この論 帝国及

が男女間のものから「神の教会」に至るという社会認識とが合致するものと解されるのである。 さて、本節で論じられてきた事柄は、 即 ち、 神と人間とを同一 平面に置く「普遍的法学」 前章で確認されたライプニッツの法学理論の基本的な思考方法に合致す の構想に向かうという思考と、 自然的

のである。

第二節 国家観念を巡る諸問題

() "civitas" ム "respublica

ライプニッツの「国家」観念の考察に際しては、

留意されるべき問題がある。それは、

例えば、

後掲

(次章第

"Libertas"とは何か、"summa Potestas"とは何か、…(中略)…について言及することに私は駆り立てられる(図) 冒 皷 「引用文において、「"Suprematus"に関して論ずる前に、"Civitas"とは何か、 "Respublica" とは何か

"civitas"と "respublica"が使用されていることから発生する。 即ち、これら二つの語が観念的に厳格に区分され

というように、「主権」や「国家」に関わる観念が列挙されている箇所において、「国家」に該当し得る語として

ているのかという問題である。この問題に関して明確な解答を得るためには、ライプニッツ自身によるこの問題

に関する記述が存在すればよい。

しかし、

筆者が確認し得た限りでは、そのような記述は存在しない。

"respublica"と "civitas" が等置されていると考えられる記述や "civitas" に加えて「協定により結合された者達 る或る種の定義は存在するものの、"respublica"に関する同様の記述は見出され得ないことが挙げられる。)また、先行 別していないものと思われる。(また、これに関連する興味深い事柄として、本節で触れられるように "civitas" に関す を」(confederatos)も "respublica"と呼ぶ場合があるといった記述の存在に鑑みれば、ライプニッツは両者を区®) ライプニッツの著作の翻訳に関わるものに目を転ずるならば、 次のような状況が明らかとなる。

と各々訳出する場合があり、 著作を抜粋・英訳したライリー(Patrick Riley)は、"civitas"を "a state"と、"respublica"を "a commonwealth もあるものの、 "civitas"と "respublica"を共に概ね "Staat"とする。 ライプニッツの自然法論に関する著作及び書簡を羅独対訳の形式で纏めたブシェ 前者が "a city"とされている箇所や後者が "a state"と訳出されている箇所も見られる(郯) 両語の厳格な観念的区分はなされてはいないものと判断される。また、ライプニッツの政治関連 両者を異なるものと観念しているようにも思われる。ところが、この訳語は一貫し (図) 例外的に、"respublica"が"Staatwesen"とされている箇 (Hubertus Busche)

state) (respublica) について論ずるであろう」とする。つまり、 community)と訳出しつつ、「我々は "civitas"を『国家(state)』とすることができるのであろうか」と問う。 われる。これに対して、 総じて、これらの訳者には "civitas" と "respublica" の相異に関する明確な問題意識が存在していないように思 「むしろそれは古代の意味における都市である、 リッヒは、 が通常の法(ordinary law) フリートリッヒは、そのような問題意識の自覚を示す次のような議論を展開している。 ライプニッツの国家観念を論ずる中で、"civitas"を「政治的共同体」(a political の下での権威に繋げられる場合にのみ、ライプニッツは国家 市民の総体ではないのか」とし、更に、 フリートリッヒは、ライプニッツの論理の中で

うな区別を貫徹していない、と論じているのである。

ているため、彼の理解は支持し難いものである。 リートリッヒは優れていると言えるものの、次項で確認されるように、「管理」という側面は "civitas"の定義にも登場し "respublica"、即ち、「国家」となるとするのである。(尚、 は、"civitas"は単なる「政治共同体」であり、それが法を伴った管理 この「管理 (行政) (行政) 組織」 組織という側面を有したときに への着目という点では、

ているが多一句の写解は写著し糞いものである。

但し、フリートリッヒは次のような留保を設けている。

すことはできなかったのである。」(39) 込まれ、そして現実の活動と法規範の相互依存にあまりにも注意を払っていたために、そのような区分を重要とはみな ような区分は論理的であるように見えるであろう。しかし、ライプニッツは、実際的政治の現実にあまりにも深く巻き (anachronistic) である。確かに、自然的必要性の領域と精神的自由の領域を区分するという彼の傾向に沿って、 国 「家の政治的 (社会学的) 概念と法的概念の明確な区分をライプニッツに帰することは人為的であり時代錯誤的

"respublica" は区別されることになろうが、他方において、彼が現実と法との相互関係を重視した結果、そのよ フリートリッヒは、一方において、ライプニッツの理論の全般的傾向 からは、"civitas"

リートリッヒがするように)"civitas"を「政治共同体」とすることには躊躇せざるを得ない。そのため、本稿にお ある。しかし、「国家」の定義に関わると解される記述においては、"civitas"が使用される場合があるため、(フ 私見によれば、ライプニッツは「国家」に関する記述において "civitas" よりも "respublica" を多用する傾向に

いては、これら二語を何れも「国家」と訳出し、原語を付すこととする。

(二) 国家の定義

ライプニッツは、『Suprematus 論』において、国家についての或る種の定義を次のように示している。

る。」(※)(※)でいったのはいったのは、これでは、異性では、単位では、単位では、単位では、単位では、単位では、()のでは、()のでは、では、は、単位では、単位では、単位では、単位では、単位では、単位では る。家族には、或いは若干の家族から構成される(私が称するところの)村落には、大きさが欠如している。軍隊には て開始された十分に多数の人間の結合であり、共通の物の或る種の管理に向け確実に設立されたものであるとみなされ 「国家(civitas)とは、脅威とされがちな種類の大きな力に対する相互の防衛の希望に向けて、集住する意思をもっ

住する意思」を有する「十分に多数の人間の結合」なのである。また、『自然法の基礎』の草稿には、 つまり、ライプニッツにとって「国家」とは、「相互の防衛」と「共通の物の管理」という目的のために、「集

な記述が存在する。

相互に世話をしあう安全についての予測の中で生きる人々の集団であるからである。」であることは何ら疑われるべきではない。なぜならば、国家(Civitas)は安全の社会(Societas securitatis)、即ち、 諸 々の国家(civitates)が他[の存在]よりも、より一層完璧(そして汝は、より一層模範的である、と加えよ。)

成原理が前提とされていると解する余地が存在することになる。 して、ライプニッツが国家をこのようなものとしていることから、彼の国家理論において社会契約論的な国家構 ここでも、「相互の安全」(securitas sibi)と「意思(予測)」(opinio)が強調されていることが理解される。

る。 なるのである。そこで、次に彼が社会契約論的な論理構成を採用しているのか否かという点を検討することとす⁽²⁴⁾ ンティウム理論がどれだけ「近代的」なものであるかを考察するという本稿全体の重要な課題にも繋がることに 格としての法人格が付与されているかどうかを検証することにあり、そしてそれは、ライプニッツのユース・ゲ には諸侯といった)自然人たる主権者が国家から分離され、国家が抽象的存在として措定され、そこに抽象的人 て重要な論点となる。即ち、本章における主要な問題点は、 社会契約論に基づく国家理論が採用されているか否かは、 次のことから、本章、そして本稿全体にとって極 ライプニッツの国家理論において、 (君主、 更

(三) 国家構成原理を巡る問題:不完全な社会契約論

ろう。そこで、以下では先ず、社会契約論の理論的前提とされてきた「自然状態」の観念がライプニッツに存在 に矛盾するものと考えられるが、彼の真意は奈辺にあるのであろうか。この問題について考察するためには、 確認されたように、彼は社会を「自然的社会」としても説明している。この二つの「社会」観念は原理的に相互 の一文では、彼が社会契約論的観点からの「社会」の定義を行っているように思われる。しかしながら、 の者の集合である」(*Societas* est coetus plurium, qui consensum sibi in aliquo negotio pacti sunt.) と述べている。こ の国家構成理論を検討することにより、 プーフェンドルフ批判』においてライプニッツは、「社会は、 彼が社会契約論を展開したのか否かを確認することが必要とされるであ 相互の合意を何等かの行為において約した多数 前節で

ライプニッツの「自然状態」認識を確認する上で参考となるものが、『法原理考察』における次のような記述

である。

するのかという点について確認する。

9

通の紐帯により全ての者を相互に拘束するのか。」
「確かに、かつては結合されることのなかった人間達から国家は設立されたのであるから、その後にどのようにして共

観が批判されている。これらのことから理解されるように、ライプニッツが彼なりの自然状態観を有しているこ(メル) statu mere naturali omne jus mutuo tollens)が挙げられている。また、『忠告』においては、(図) 例として「純粋な自然状態において相互に全ての権利を揚棄する人間社会の破壊」(ruptio societatis humanae の五つの方法 自由、能力及び権能についての権利、加害者に対する戦争の権利を被害者に付与する」とされ、また、権利取おいては、「不法」(injuria)に関する説明の中で、「不法は、純粋な自然状態において、相互にあらゆる種類 とが理解される。 この一文からは、人間には国家を設立する以前の結合されない状態が存在したとライプニッツが考えていたこ (legibus) (modus) が論じられる中で、その一つとして(それが「国家 (respublica) においては諸々の法律に 制約されている」事柄であるとの留保は付されているが)「不法」が提示され、そのような不法の 勿論、ここでは「自然状態」という言葉自体は登場していないが、例えば、『法学新方法』に ホッブズの自然状態 権利取得

観が批判されている。)のである。このことから、ライプニッツは自然状態を比較的平和なものと捉えていたもの 会の「偉大な道具であり共通の紐帯」である言語能力を与えられたとされている る次のような論理が解答となっているように思われる。即ち、神は人間を「社会的被造物」(une creature それでは、彼の自然状態観はどのようなものなのであろうか。このことに関しては、『人間悟性新論』 であるように創造したのであり、人間は同類との共存の必要に向けて動機付けられるのみならず、 (更に、ここでもホッブズの におけ

とは確かである

である。 においては、 と判断される。しかし、そのような自然状態観は、直ちに次のような疑問を発生させる。即ち、そのような状態(ឱ) 人々は「相互の安全」の確保という社会契約の動機を抱懐することはないのではないかという疑問

ために結合する」というものである。 の悪意(mechanceté [sic])から免れている最良の人々(les meilleurs hommes) よりよいものとするために群を形成するように、そして海狸が大きな堤防を築くために結集するように」「全て この疑問に対する解答として理解されるものが、 次のようなライプニッツの議論である。 は、 自らの目的のよりよい達成 即ち、 「鳥が移動を

であろうか。この点については、 た理論を明示的には提示していないように思われる。果たして我々は、 をもって社会契約を行い、社会(国家)を設立することになるのであろうが、ライプニッツはこのような一貫し さて、このような比較的平和な自然状態から、 肯定論者と否定論者が存在している。 人間は先述のような「相互の安全」のための「意思(予測)」 彼を社会契約論者であると評価し得るの

肯定論者としては、 第一にフリートリッヒが挙げられ得る。彼は次のように論じている。

の支配的重要性というロックの観念とは対比される。」 (55) プニッツ自身の見解はロックのそれに類似しているが、 理論とロックの「フィルマーに対する」批判、そして、 なものではなく、ホッブズ及びホッブズ的人々とは対照的に伝統的要素を保持している。彼は、 **一彼の時代の極めて多くの他の理論家達と同様に、ライプニッツは契約論的概念を受容した。それは格別にオリジナ** 後者[即ち、 人間の合理性(rationality)への固い信念の保持によって情熱 ロック]自身の解釈に極めて親しんでいた。 フィルマーの家長的

小林は端的に「ライプニッ 、ツの国家論も社会契約論を基礎としている」とする。 (55) しかも小林は、 自然

また、

るとしている。

広義の社会的利益に置かれていると考えていいだろう」と論ずることによって、正義の観念が国家形成にも関係の社会的利益に置かれていると考えていいだろう」と論ずることによって、正義の観念が国家形成にも関 の形成が合理的と判断されることにより修正され、分配的正義の観念が社会に導入されるが、この正 状態における所有の自然権は、自然状態が人々にとり不利益なものであることが理解され、 契約による国家秩序 義の規準は

これに対して、否定論に立つネイマンは次のように論じている。

それ故に、契約によってのみ文明化されるという見解をも支持しなかった。それにかえて、ライプニッツは、 然により他の者の完全化と幸福を求める理性的魂であり、社会は契約からではなく、自然から誕生すると論じたのであ ブズが信じたように人間が自然により純粋に利己的(egoistic)であるとは、ライプニッツはみなさなかったのであり、 「ライプニッツは国家の起源を契約 (pact) や原初契約(original contract)というよりも、 自然の中に置いた。 人間が自

法学新方法』の中で法的な決定が行われる際の原則を巡り展開されている次のような記述である。 これらの論者の見解の対立はどのように理解されるべきであろうか。 その理解 **の** 助となると思わ n るのが

法に基づく類推(similitudo, ex jure civili certo)である。確かに、仮に我々が物事を正確に考察するならば、いいいい。 decisionum) 論ずるであろう。決定の諸原則とは、自然法に基づく理性(ratio ex jure naturae)であり、確かな国家 又は事実に基づいて吟味されなければならないからである。勿論、 国家法は、 《々は次に決定の諸原則について(de *principiis decidendi*)、それに続いて決定の集成について(de *collectione* 法に属するというよりも、 事実に属する。 何故ならば、 証明されなければならないことは、 [国家法は] 物事の本性に基づくのではなく、 法律が公布され 全ての

sit)ことであるから、法律(lex)が宣言しなかった事柄に関する事件においては、 かれるべきことは明白である。それは、効力のない制定法に関わる事件においては、共通法(jus commne) その者に属するものについての権能を事実及び合意により取得したことである。そしてそのことから、 或いは慣習 (consuetudo)が導入されたということである。続いて証明されるべきことは、法律をもたらし 人民の

調するものであると解される。)その上で彼は、立法者(「法律をもたらした者」)の権能が「事実及び合意」に基づ る社会の中で最も古く、また唯一自然なもの」とされている家族についてすらも「協約(convention)によってのみ維持 ら見出し得るのである。(尚、「協約」(conventio)という用語について付言するならば、例えば、 の同意に由来する」という表現で示されており、何れにしろ、社会契約としての「人民の協約」が早期の著作かの同意に由来する」という表現で示されており、何れにしろ、社会契約としての「人民の協約」が早期の著作か ライプニッツの博士学位請求論文においても、「君主が法律を制定し得ることですらも、そのことに対する人民 くとし、更に、法律の有効性が「人民の協約に基づく」(ex conventione populi) とする。これと同様の認識は、 自然法と国家法の対比において、後者が人為(即ち、「事実」)に基づくもの(その意味における実定法)であることを強 この一節においてライプニッツは、 裁かれるのと同様である。 在しなかった場合の事柄について、純粋法を保持すること(obtinere jus merum)は、確実な法に属する(certi juris 協約に基づいて法律が有効であること(legem ex conventione populi valere)が明らかである。合意(pactum)が介 (「全ての国家法は、 法に属するというよりも、 法的決定の原則を「自然法に基づく理性」と「国家法に基づく類推」であ 事実に属する」という表現はやや奇異に思えるが、それは 自然法(jus naturae)に従って裁 ルソーが、 に従って

う特色は、『法学新方法』中の、「倫理的属性の[法的]原因(Causa Qualitatis Moralis)は自然と訴権である」で 更に、この一節において、立法者が重視されている点にも我々は注目すべきであろう。この立法者の重視とい

されている」としているように、社会契約論において頻繁に登場するものである。

協約等の法的原因や淵源(fons)を挙げた後に、次のように論じている 始まる一節からも読み取ることが可能である。そこにおいてライプニッツは占有 (possessio) 不法 (injuria)

文言の解釈、条件等々についての教説(doctrina de verborum interpretatione, conditionibus, etc)が役立つ。更に、 の中に全ての約束と承諾を包含し([c]onventio vero promissiones acceptationesque omnes in se continet)、それ故に 「したがって、不法は不法行為及び準不法行為の(delictorum et quasi delictorum) ([q]uasi contractus)は物権(jus reale)に関わる。しかし、これらの自然の淵源に由来するのではなく、法律 淵源である。そして、

淵源である(「法律に由来するとみなされる多くの事柄」が「協約」に由来する)とされている。このように、 いて通常看取されるものである。(また、主権理論においても、例えば、ボダンは主権の属性として立法権を最重要視 (社会)の権能の中で、立法権を重視するという理論は、 ここでは、「人民は立法者に従うことに同意した」ことが「協約」であるとされ、更に、それが法律 例えば、ルソーも示しており、社会契約論の系譜にお(%) の効力 国家

ことはないのである。 で国家理論を構想しているものと理解される。それ故に、 節)において確認された通り、ライプニッツは「自然的社会」という観念によって社会を説明し、 以上のことから、ライプニッツの論述は社会契約論として十分理解可能であると言えよう。但し、本章 また、社会契約論者の系譜に関する現代的理解においては、ライプニッツが契約論者として重視される 前述のネイマンの指摘が全くの的外れであるとは言え その延長線上 第

は、本章の「まとめ」において考察を進めることとしたい。 プニッツはこのような自らの主張が矛盾したものであるとは自覚していなかったのであろうか。この点について 契約論的な観念により国家を論ずるということが、どのようにしたら可能であったのか、という点である。 むしろ、より大きな問題は次の点にある。即ち、一方において「自然的社会」を論じながら、他方において、

置いた思考を展開しているものと判断されるのである。 ている。「戦争の権利」の発生は(前章第二節で確認された)「自然法の三段階説」の第一段階における「厳格 法』において「不法」が「純粋な自然状態」においても「加害者に対する戦争の権利を被害者に付与する」とし 本節の最後に、更に確認されるべき事柄が挙げられるべきであろう。前述の通り、ライプニッツは の問題とされており、この点を考慮するならば、 ライプニッツは彼の国家理論においても同説を基礎に 『法学新方

第三節 国家の抽象的人格性

(一) 国家の法人格

格」(persona)それ自体の定義について確認しておきたい。 先ず、『自然法の基礎』において、ライプニッツは「人格とは、自らを愛する各々の者或いは喜び又は苦しみ

国家の抽象的人格を巡るライプニッツの理論について考察するのに先立ち、

本節では最初に、

彼による「人

に働きかけられる各々の者である」としている。これは自然人の人格についての定義と思われるが、この他に、(密) 「その者或いは人格とはその者の何らかの意思である」とも論じられていることに注目するならば、^(次)

また、『法学新方法』において、ライプニッツは、「倫理的属性 (qualitas moralis) の主体は人格及び物である」 思の主体であるとライプニッツが理解していたものと考えられる。

る_。271 [実在](vel naturalis vel civilis)である」とし、自然的実在として、神、天使(angelus)、そして人間を挙げて. とした上で、「人格とは理性的実在(substantia rationalis)であり、そしてそれは自然的 [実在] であるか公的

ことであり、実際にそのような論理が示されているものが、『自然法の基礎』における次の記述である。 これらの記述が意味することは、自然人以外にも意思を有し得る主体に人格を与えることが可能となるという

籤により又はその他の方法により決定される。」 (②)ことを欲するものである。それ [即ち、意思] は多数決により、 意思とは、団体構成員、 -例えば、社団のような公的人格が実際に認められる。何故ならば、それらは意思を有するからである。確かにその 即ち、諸々の自然人が、意見の不一致の場合に全ての者の[一個の]人格であると見做される 極めて困難な事柄については、事情の考量により、

る」、更には、「帝国は一つの公的人格でなければならない」といった表現で繰り返し述べられている。この「公(亞) 国家(civitas)を公的人格とし、「その意思が多数の人間の合意に基づきその全ての者の意思であるとみなされる 的人格」の観念については、当時既に国家にも認められるものとの理論が知られており、例えば、ホッブズは、 が永遠に流れ動いている」、「その者の同等者に対して "summa potestas" を有する一つの公的人格は国家であ 由なる諸国家において公的人格が認められる」、「国家は一つの公的人格であるが、その内部では自然的 [人格] このような公的人格が国家に認められることは、「意思を有するのであるから、自然 [人] の人格と同様に、自 あると考えられている。)を有することを理由として、公的人格(persona civilis)が認められるのである。そして、 複数の自然人により構成される社団(collegium)にも、それが意思(それは何らかの方法で決定可能で

べき」であると論じている。このことから、ライプニッツが国家に人格を認めたことは決して新奇なことではな(宮) かったと言えよう。

うか。この点の解明のためには、 それでは、ライプニッツが説く「公的人格」としての国家は法人格を持つものとして認識されているのであろ 次の記述が参考となるであろう。

(28) (28) 「権利と義務が帰属する者には、

一つの意思が生ずる。一つの意思が生ずる者は、

一つの公的人格である……[以下

国家は法主体であることになるのである。そしてこの解釈は「公的人格とは全ての者の諸権利の集合体である_(※) (※) つまり、 公的人格とは、 権利と義務が帰属し、独自の意思を有する法主体であり、それ故に、公的人格である

とされていることによって補強されるであろう。即ち、公的人格を法人格として理解しなければ、「諸権利」が

ような法人格を有すると、ライプニッツが考えていたものと解されるのである。(図)権利として法人格である公的人格に転換・帰属されなければならない)故に、公的人格は法人格であり、 法的に無意味なものとされてしまう(逆に言うならば、全ての者の諸権利が保全されるためには、それらが何等かの 国家がその

り、この点は次の一節に示されている。 但し、このような論理が近代主権国家の法人格性に直結するのではない点は留意されなければならないのであ

共通の統治に服する居住された土地の広がり しかしながら、 国家 (Civitas) は自権者 (sui juris) であるか、 (terrae habitatae tractus)である。大きな支配地は地方(Regio)と呼 他者の権利に属する。支配地(Ditio [sic])とは、

ばれ、 地方は、 EE地、或いは土地の広がりに共通の名称である。. (※). 他のより大きな支配地の一部であるとき、州 (Provincia) と言われる。領域 (Territorium) は、 国家

(civitas)、支配地、

係の中に位置付けられており、国家であることの独自性はここには見出されないのである。 国家は「土地の広がり」(terrae tractus)の一形態でしかないのであって、他の形態 つまり、 場合もあるのであって、必ずしも全ての国家が独立した法主体性を有するのではないのである。 国家は自らが法主体性を有する(「自権者である」)場合もあれば、そうではない (地方・ 州 (「他者の権利に属す との相対的な関 しかも、

領域の結合と法人格

corpus)統合され得ることが論じられた後に登場する次の一節の中に表されている。 れる事柄が存在する。それは、『Suprematus 論』中で複数の領域(plura territoria)が一つの統一体に(in unum ライプニッツの国家の法人格理論を考察する上で、「人格」や「公的人格」の観念と同様に重要であると思わ

決定による場合を除いて配分されない。同盟(Confoederatio)は言葉だけによって結ばれ、必要があれば、 (aerarium) (Collegium) ての者の間で配分されるとき、複数の者の団体 (Societas) Collegium)のように、大きなもの[即ち、差異]が存在する。 「しかしながら、同盟と連合の間には(inter Confoederationem & Unionem)、団体と社団の間 に拠出されたものは、 においては、 何らかの新たな公的人格 (nova quaedam persona civilis) 個々人のものではなく、組織体それ自体のものであり、利益は全員の又は多数派の 諸個人の物が元本に(in sortem) が存在する。しかし、組織体 が構成され、 (Corpus) 又は社 拠出され、 (inter Societatem & 共通 力が一体 の金庫 团

spectantibus) 支配する。)を有する或る種の確実な管理 とより重要な事柄及び公共の福祉に関係する事柄に関して (de rebus majoris momenti ac salutem publicam とされる。 あり、そこでは国家(Respublica)が存在することを私は肯定する。 連合(Unio)にとっては、構成員に対する何らかの権威 (certa quaedam administratio) (その権威は、 通常の権利により、どこであろう が設定されることが必要で

人格となるか否か)が決定されるとしているのである。 まり、ライプニッツは、領域の結合体に対する統一的管理の有無によって、 説明している。そして、彼は、連合を社団に類比させて、連合に単一の法人格を承認した上で、連合が「構成員 二つの形態があるとして、それらの法人格について「団体」(societas)と「社団」(collegium)との対比を用い に対する何らかの権威を有する或る種の確実な管理」を行うならば、それは「国家」であるとするのである。 この一節において、ライプニッツは、領域が結合される場合に「同盟」(confoederatio)と「連合」(unio) (図) 国家であるか否か(即ち、単一の法 7

ととする。 の点については、次章における彼の「主権」 要する。ここにはライプニッツが構想する「統治権」理論の複雑さが内包されているものと考えられるため、こ されているため、 但し、前述の引用箇所に先立って、「個々の(領域の)"superioritas territorialis" はそのままで」との限定が付 法人格の結合はあっても、 個々の領域の "superioritas territorialis" は維持される点には注意を 理論の検討の後に、 (次章「まとめと若干の考察」中で) 再論するこ

論じているとも解される。(実際に、この引用箇所に先行する箇所において、 は神聖ローマ帝国の領邦をも意味する言葉であるため、この議論は同帝国の領邦の結合の程度と法人格について また、 前述の一 節においては、 領域、 即ち、"territorium"の結合について論じられているが、"territorium" 複数の領域が統一された「顕著な諸事例」

現れていると言えよう。

いる。)そうであるとするならば、次章及び次々章においても検討される帝国の選帝侯及び諸侯をも含めたかた(翌) として、「スイス」(Helveticum Corpus)及び「オランダ」(Unitae Provinciae)と共に、(※) 神聖ローマ帝国が挙げられ

ちでの「主権」及び「ユース・ゲンティウム」に関する理論の構築というライプニッツの理論的特色がここにも

まとめと若干の考察

ことが許されるであろう。 以上、本章で検討・確認されたライプニッツの国家観念を巡る諸理論については、差当たり次の三点に纏める

第六の 第一に、ライプニッツは「自然的社会」として、第一の男女間のものから、 「神の教会」に至る社会を挙げている。このことは、 彼の 「普遍的法学」の構想と同様に、 第五の市民社会 (国家)、 神と人間を同 更には

平面に置いて統一的に説明しようとする思考と合致するものと解される。

国家構成原理を展開していたと理解することは十分可能である。但し、「自然的社会」の観念によって社会を説 ライプニッツの「自然状態」についての認識と「国家」の定義を基にするならば、 彼が社会契約 論的

明する彼の理論は、社会契約論としては不完全なものであると言わざるを得ない。

かの判断は、次章におけるライプニッツの「主権」観念についての検証を経なければ、下すことはできない。) 接したものであったことを示しているとしてよいであろう。(但し、それが「近代主権国家」の観念に合致するか否 して、このことはライプニッツが抱懐していた国家観念が近代国際法理論における国家の法人格を巡る理論に近 「同盟」 (confoederatio) と「連合」 (unio) の相異の認識を通じて理解し、理論化していたことが挙げられる。 最後に、 ライプニッツが国家の抽象的人格性を承認するのみならず、領域の結合と法人格の関係についても、 あるというものである。

そうであるとするならば、

この不確定な問題に対する確定的解答を求めるよりも、

間 さて、 即ち、 以上の諸点に関して若干の考察を試みることとするが、それらは直接的には第一点及び第二点に関わる ライプニッツの「不完全な社会契約論」を巡るものである。

は社会契約論ではあり得ないことになる。 然状態」における人間の相互関係を如何なるものとして構想するか、についての相異は存在する。)「完全な社会契約 ツの国家理論は究極的には、 となる「個人の平等」という観念が欠如しているのである。これらの根本的問題点の存在によって、 しており、ここには彼のアリストテレス的人間観が示されている点である。 的社会」に関する理論の中で、「第三の自然的社会」としての「主人と召使との間」に存在する社会に ではないと彼が考えていることを示している。第二に、(本章第一節で確認されたように)ライプニッツは げられている点である。このことは、 (そして、本章における結論は、 「本性により(von Natur)、その者に命ずる他者に従って召使として働かなければならない」人間が存在すると るものと思われる。 ライプニッツの論理は社会契約論としては矛盾を孕むものであり、その矛盾の根本には、 「社会契約論」 とは相容れないことになる。 を如何なるものとして理解するかによって、 第一に、彼の「自然的社会」の理論においては第五の自然的社会として「市民社会」 ホッブズやルソー等が展開した(但し、 彼の理論が「社会契約論として十分理解可能」なものであり、「不完全な社会契約論」で 換言するならば、「完全な社会契約論」を基準とすれば、 社会 (これは、本章第二節 (国家) は自然に生成したものであって、契約により創設されたも ライプニッツの理論の評価は変化するのである。 (三) で触れられたネイマンの解釈に繋がる。) 彼等の間にも重要な理論的前提、 彼の人間観には 次の二点が存 ライプニッツの 「社会契約」 ライプニッ 例えば、 自 袏 して 7

ライプニッツの理論を理解する上でより有益であろう。

むしろ、

このような理論を

展開する彼の根本的思考について検討することの方が、

じた後に、本稿の「結論」において論ずることとしたい。

時の状況に深く関連するものであるため、 ち、 ることを意味するのではない。)そして、そのような検討を行う際に、考慮されるべき事柄が、 国家の抽象的人格性を巡るライプニッツの理解であると思われる。但し、この点は神聖ローマ帝国国制の当 本稿「序論」でも言及されたように、このような検討は彼が置かれた単純な社会的乃至政治的文脈を論じようとす 帝国国制と彼の理論との関わりについて(次章及び次々章において) 前述の第三点、

権 以上のような留保を付しつつ、我々は次に、ライプニッツの国家理論の 論の検討に進むのである。 「近代性 の検証のために、 彼の

即ち、 おいて示されたような理由により、彼の政体論は本稿における考察の対象外に置かれる。 指摘している。(*Ibid.*, p.90.) このように、ライプニッツの政体論を考察することも可能であると思われるが、 そして「彼はまた有能な者 ヒは、また、「ロックと同様、 したが、それはホッブズ的な権力国家(Machtstaat)ではなく、英国及びドイツの伝統的な法治国家 理論のもとでの普遍的秩序の観念を保持し、 フリートリッヒによれば、ライプニッツは、 法の優越に基づく憲法的秩序であったという。(Friedrich, "Philosophical Reflection", pp.86-87.) フリートリッ (the talented) 彼 [即ち、ライプニッツ]は立憲主義者であり、法治国家の信奉者であった」こと、 による自然的貴族政(a natural aristocracy)の信奉者であった」ことを 最晩年になって漸くそれを放棄し、専制的近代国家制度に関心を移 神聖ローマ帝国の存続可能性についての確信から、長く「二振りの (Rechtsstaat)

- (23) Vom Naturrecht, Guhrauer, I, 414.
- Naturrecht, Guhrauer, 1, 414 尚、この小品において、 自然法は「諸々の自然的社会を保全又は振興するもの」であるとされている。
- また、 (le sensible) ム 悟性の重視という点に関しては、 感覚的でありながら知覚的なもの(le intelligible)と、 次の点からも看取可能である。 即ち、 「観念 知覚的であるだけのもの」が存 (notions) には、

(l'entendement) であると×れているのである。Leipniz an die Königin Sophy Charlotte von Preußen, Gerhardt 在するとして、観念を三種に区分し、明晰・判明に認識することが出来るのは、 知覚し得る観念である悟性

- Vom Naturrecht, Guhrauer, I, 416-417. 尚、「カトリック的」とは元来 「普遍的」を意味した。
- 第五と第六の自然的社会はアルトジウス(J. Althusius, Politicae methodice digesta (1603), ch.5

に由来

(劉) Vom Naturrecht, Guhrauer, I, 419

しているように思われるとする見解がある。Riley, 79, n.1

- 229 De jure suprematus, Ad lectrem. (Dutens, IV, iii, 332-333: Klopp, IV, 12.)
- (図) De jure suprematus, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357: Klopp, IV, 52.)
- (Akademie, VI, i, 446: Busche, 158-159.) "Respublica est civitas quae ultra securitatis formam habet formam seu praebendae felicitatis." Elementa
- (翌) Contra Servinum. (Klopp, I, 162.)
- 233 "civitas": E.g., Busche, 76-77, 160-161. "respublica": E.g., Busche, 46-47, 50-53, 84-85, 164-167, 172-173
- (語) E.g., Busche, 220-221.
- $(\stackrel{(s)}{\boxtimes})$ E.g., Riley, 114.
- う事実(その例として、所謂ウェストファリア条約において、「自由帝国都市」が"libera Imperii civitas"とされ、 「ハンザ諸都市」が "Civitates Anseaticae" とされていることが挙げられる。)を勘案するならば、誤訳とは断言でき E.g., Riley, 114. これは、一七世紀の文書において "civitas" が「都市」を意味する場合にも使用されているとい
- ইন) E.g., Riley, 117.
- の強制のために権威ある(in authority)何者かが命令権(jus imperandi)(それは命令された事柄を人々に強 (coerce)し、行わせる権利である。)を有しなければならない」と説明されている。 Friedrich, "Philosophical Reflection", p.87.尚、「通常の法」とは、「強制された法(enforced law)を意味し、

- (239) *Ibid.*
- 240 constatae, quales sunt Caravanae in itineribus Asiaticis, deest animus cohabitandi." De jure suprematus, cap.X & voco, sive pago, ex aliquot familiis composito deest magnitude; Exercitibus, vel magnae cuidem societati casu metui solet, animo cohabitandi, certa quadam rerum communium administratione constituta, initus. Familiae, imo (Dutens, IV, iii, 357: Klopp, IV, 52.) "Civitas esse videtur coetus hominium satis magnus ad spem defensionis mutuae contra vim magnam, qualis
- 〈紐) ブシェによれば、『自然法の基礎』は、ライプニッツのマインツ時代初期からその構想が練られていたが、 完成には至らなかったという。Busche, Einleitung, ci
- (Akademie, VI, i, 446: Busche, 160-161.) securitatis, id est multitude hominum in securitatis sibi mutuo procuratae opinione viventium." Elementa "Civitates nihil dubitandum est alias aliis esse perfectiores, adde et regulariores. Cum enim Civitas sit Societas
- として「その目的が共通の安全(la seureté [sic] commune)である大きな社会」としている点にも示されている。 Lettre à Mr. de Falaiseau (1705). (Klopp, IX, 143.) 「安全」が国家の定義に関わるとの認識は、或る書簡においてライプニッツが 「私の国家(Estat [sic])の定義.
- となった」のである。R. Vierhaus, Deutschland im 18. Jahrhundert (Göttingen, 1987), S.80-81 啓蒙主義の進展の中で、「君主権の宗教的な性格は原則として失われ、国家は非人格化され抽象的アンシュタルト Ebenbild Gottes)、「全権力の保持者、『国家』(〉Staat〈)という複雑な機構の原動力」として強調されたが、欧州の 論じている。即ち、王権神授説において、絶対君主は、 (abstrakte Anstalt) となり、君主は社会契約(Gesellschaftsvertrag)という理論的基礎の上で社会乃至国家の機関 フィーアハオス(Rudolf Vierhaus)は次のように、社会契約論と国家の非人格化 政治思想と芸術とが合体して、「神の現生の似姿」(irdisches (抽象的人格化) の関連性を
- 图) Contra Servinum. (Klopp, I, 162.)
- vincula." Observationes, IV. (Dutens, IV, iii, 270-271.) "Sane quemadmodum tunc, quum constituitur respublica ex hominibus antea solutis, quisque sese obligat communi

- laedentem societatis ruptorem." Nova methodus, II, §18. (Dutens, IV, iii, 186.) "Injuria in statu mere naturali dat laeso jus libertatis, facultatis potestatisque omnimodae, seu jus belli
- 社会状態への移行だけでなく、社会状態から自然状態への移行もあり得るとのライブニッツの思考が窺える Nova methodus, II, §20. (Dutens, IV, iii, 187.) 尚、「人間社会の破壊(ruptio)」という表現からは、
- (A) Monita (Pufendorfius) (Dutens, IV, iii, 279.)
- 自然にも合致しない」とされている。)*Epistola (Burnett).* (Gerhardt, III, 264.) 数の人間が存在する場合に、航海に関する知識を有する者とそうではない者とが平等に扱われることは、「理性にも ホッブズよりもアリストテレスの方が理性に適合しているとする見解を述べている。 (l'egalité [sic] du droit des hommes) についての多くの議論」が必要とされるとした上で、人間の平等を巡り、 ライプニッツは、『バーネット宛書簡』の中で、「特に、自然状態(l'Estat [sic] de la Nature) (その中で、 海上の船舶中に複 と人間の権
- (5) Nouveaux essai, III, i. (Gerhardt, V, 253.)
- としている。Friedrich, "Philosophical Reflection", p.89 フリートリッヒは、ライプニッツにとって「[自然状態における] 支配的な状態は、 平和的協力の状態であった」
- politique (1761), Liv.II, Chap.v; in idem (sous la direction de R. Trousson/Fr. S. Eigeldinger), Euvres complètes させているのである。 こと」(Ibid., Liv.I, Chap.vi, p.477.) を根本的課題とすることによって、人間の結合への契機を彼の理論の中で内在化 と」及び「それを通じて、各人が、全ての人々と結合しつつ、且つ自分自身にしか服従せず、従来同様に自由である tome V (Genève/Paris, 2012), p.500.) としており、この点はライプニッツと同様である。但し、その前提として、ル 契約(le traité social)は契約当事者の保存を目的とする」(J.-J. Rousseau, Du contrat social, ou principes du droit 因みに、『社会契約論』において、ルソーは、ライプニッツに類似した比較的平和な自然状態を前提とし、「社会 「結合した各人の身体及び財産を、共同して全力で防衛・保護する結合(association) の一形式を見出すこ
- (절) Nouveaux essai, III, i. (Gerhardt, V, 253.)
- (題) Friedrich, "Philosophical Reflection", p.89

- は言えない」ことも指摘している。 小林、 前掲論文、二八九頁。但し、 小林は「ライプニッツは社会契約論を必ずしも厳密な仕方で展開していると
- (25) 同前、二九〇頁。但し、引用文中の註は割愛した。
- (箋) Nijman, *op.cit.*, p.64, n.151.
- (29) Nova methodus, Pars II, §71. (Dutens, IV, iii, 211.)
- gentium libri octo (1672), Lib.II, Cap.iii, §23.(本稿執筆に際しては、次の文献に収められた一六八八年(アムステル 実」(factum) であって、歴史の対象でしかないとする。(Wolff, op.cit., Prolegomena, §823-24.) 更に、ヴァッテル gentium pactitium) 及び慣習的ユース・ゲンティウム(jus gentium consuetudinarium)について、それらが「事 ダム)版を参照した。*The Classics* (Oxford/London, 1934).)また、ヴォルフも、協定的ユース・ゲンティウム(jus とは適切ではないとし、それらは歴史学の対象にすぎないと主張している。(S. Pufendorf, De jure naturae et る考え方は珍しいものではなかった。例えば、プーフェンドルフは、「同盟(条約)」(foedera)や「講和(条約) (pacificationes) をユース・ゲンティウムの範疇に含めながらも、それらを法(jura)或いは法律(leges)と呼ぶこ 一七・一八世紀の「国際法」関連文献において、「条約」(更には、「慣習」)を「法」というよりも「事実」とす
- "[E]tiam quod Princeps leges ferre possit, ex populi in eum consensu descendit." De casibus perplexis in jure
- XI. (Akademie, VI, i, 240: Dutens, IV, iii, 50.)

Rousseau, op.cit., Liv.I, Chap.ii, pp.464-465

も同様の理解を示している。(Vattel, op.cit., Preliminaires, §24.)

- 263 れたこる。E. Ruck, Die Leibniz'sche Staatsidee aus den Quellen dargestellt (Tübingen, 1909) (Neudruck, Scientiz 次の文献においても、 ライプニッツの国家理論における「立法的要因」(der legislative Moment) の重視が強調
- (愛) Nova methodus, II, §18. (Dutens, IV, iii, 186.)

Verlag, Aalen, 1969), S.64

- (26) この点については、拙稿「ルソー(一)」一三頁を見よ。
- この点については、 拙稿『ジャン・ボダンの国家及び主権理論と『ユース・ゲンティウム』観念(一)』『法学研

- 究』(慶應義塾大学)第八五巻第一一号(二〇一二年)(以下、『ボダン(一)』とする。) 一三―一五頁を見よ。また、 次の文献も見よ。H. Quaritsch, Staat und Souveränität, Band I (Die Grundlagen) (Frankfurt a. M., 1970), S.255-266.
- 〈迩〉 それを傍証しているのは、次の文献の中にライプニッツに関する論考が含まれていないのみならず、ライプニッ 『ホッブズからロールズまで―社会契約論の系譜』(ナカニシヤ出版、一九九七年)。) *Rawls* (London/New York, Routlege, 1994). (D. バウチャー・P. ケリー(編)飯島昇藏・佐藤正志(訳者代表 ツへの言及すらも見出されないという事実である。D. Boucher/P. Kelly (eds.), The Social Contract from Hobbes to
- (26) Nova methodus, II, §18. (Dutens, IV, iii, 186.) Supra, n.247.
- "Persona est quisquis amat se seu quisquis voluptate vel dolore afficitur." Elementa. (Akademie, VI, i, 466:
- (云) "Is qui, seu Persona est cuius aliqua voluntas est. Seu cuius datur cogitatio, affectus, voluptas, dolor." Elementa Busche, 246-247.)
- (冠) Nova methodus, Pars II, §16. (Dutens, IV, iii, 185.)

(Akademie, VI, i, 482: Busche, 306-307.)

- difficillimum rationum pondere, sive sorte aliisve modis determinetur." Elementa. (Akademie, VI, i, 482: Busche seu personae naturales pro persona omnium in casu dissensus haberi voluere. Sive ea numero sive quod "Dantur vero et personae civilis ut collegia, quia habent voluntatem, eam nimirum quam membra componentia
- 273 同様の見解は『法学新方法』にも登場する。Nova methodus, Pars II, §16. (Dutens, IV, iii, 185.
- 274 (Praefatio) (Monitum (Codex), I, xx.). (Dutens, IV, iii, 306-307: Klopp, VI, 488-489.) "In liberis Rebus publicis civilis persona ad instar naturalis intelligitur [sic], quoniam voluntatem habet." Codex
- (岛) "Respublica est una persona civilis, sed in qua naturales sunt in perpetuo fluxu." Specimen, Propositio XLII (Akademie, IV, i, 37: Duten, IV, iii, 561.)
- (紀) "Una persona civilis habens summam potestatem in partes suas est civitas." Contra Servinum. (Klopp, I, 162 Cf., In Servinum de Monzambano. (Akademie, IV, i, 501.))

- (\) "[D]as Reich soll eine *Persona Civilis* seyn [sic]." Securitas publica. (Akademie, IV, i, 135: Foucher de Careil, VI
- 532.))という表現が見られる。同論考には更に、臣民の人格の統合として統治者の人格を理解するかの如き次のよう な表現も存在している。「"summa potestas" の人格は自らの中で諸々の臣民の公的人格、或いは何者かが言うところ unitasque personae civilis, qua respublica constat) (Specimen, Propositio XII. (Akademie, IV, i, 11-12: Dutens, IV, iii 倫理的 [人格] を結合する。」(Persona summae potestatis continet in se personas subditorum civiles, vel ut 例えば、 『模範』では、「公的人格の一つの意思及び統一(それにより国家は存続する。)」(una voluntas
- Politics, vol.3 (Cambridge, 2002), p.180 Warrender (ed.)), De cive (Oxford, 1983), vol.I (Latin ver.), p.134; vol.II (English ver.), p.89. See, Q. Skinner, Visions of "Civitas ergo (ut eam definiamus) est persona una, cuius voluntas, ex pactis plurium hominum, pro voluntate." 同書英語初版において、この引用箇所における "civitas" は「都市」 (a CITY) とされている。Th. Hobbes (H.

quidam vocant, morales.) Specimen, Propositio LVII. (Akademie, IV, i, 59: Dutens, IV, iii, 585.)

- に訳出する根拠は必ずしも明らかにされていないように思われる。 Verein"としていることから、当然に肯定的回答がなされるべきものである。(Busche, 308-309.)しかし、このよう この問題は、 ブシェにとっては、 彼が "persona civilis ut collegia" を "zivilrechtliche Personen wie etwa
- Contra Servinum. (Klopp, I, 162. Vgl., Akademie, IV, i, 501.) "In quem cadit jus et obligatio, ei competit una voluntas. Cui competit una voluntas, is est una persona civilis..."
- の国家観念は、 リネク(著)(芦部信喜・阿部照哉他 Allgemeine Staatslehre (Berlin, 1900), S.146·151.(同書第三版(一九六○年)の邦訳として次のものがある。G. (Rechtsobjekt)、「権利関係」(Rechtsverhältniss)及び「権利主体」(Rechtssubjekt)を提示した。G. Jellinek 周知の如く、イェリネク(Georg Jellinek)は、国家の法学的把握のための可能性として、「権利の客体」 国家を権利主体として把握するものと言えよう。この点に関しては、 (訳)) 『一般国家学』(学陽書房、一九七四年)。) これらの中で、 次の文献を見よ。Ruck, a.a.O. ライプニッツ

- 283 "Persona Civilis omnium jurium collectio est." Specimen, Propositio LVII. (Akademie, IV, I, 59: Dutens, IV, iii,
- (谿) ギールケは、「彼 Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien, 4. Ausgabe (Breslau, 1929), S.197.) 🕖 の評価に従うならば、 を巡る他の学者の解釈に比較して、ライプニッツが「際立っていたのではない」としている。(O. von Gierke. 「即ち、 国家が公的人格としての法人格を有するとするライプニッツの理論は格別新奇なものではな ライプニッツ]によりおおいに強調された "persona civilis seu moralis Reipublicae"_
- (\(\xi\)) De jure suprematus, cap.X. (Dutens, IV, iii, 357: Klopp, IV, 53.)

かったこととなる

- 286 De jure suprematus, cap.XI. (Dutens, IV, iii, 359-360: Klopp, IV, 57-58.)
- "confoederatio"と "unio"の訳語について、若干の説明が必要であろう。
- しかし、ここで論じられている事柄に関しては、この「国家連合」が「(近代) 国家」により構成されているのか否 られる。 "confederation" を「国家連合」とし、"federal state" を「連邦国家」とすることによって、国際法人格の有無が論じ とは別個の)独立した法人格を認めず、"unio"にはこれを認めている。日本の国際法(学) 本文で引用された『Suprematus 論』の論述から明らかなように、ライプニッツは "confoederatio" に(その構成員 ライプニッツの "confoederatio" は「国家連合」に、そして "unio" が「連邦」に相当するようにも見える。 用語においては、
- 性を有し得る「連合」とすることとした。尚、"confoederatio"を「同盟」とすることにより、更に、 いう点を明らかにすることを重視して、"confoederatio"を「同盟」とし、また、"unio"については一定程度の法主体 "confoederatio"又は "foedus" を付記する(但し、斜体字とするか否か、また、語頭を大文字表記とするか否かにつ 或いは「同盟条約」)と訳出される "foedus" との関係が問題となる。そのため、本稿では「同盟」に 原文に従う。)ことによって区別することとする。 通常

かについても問題となるため、「国家連合」とするべきではないであろう。そのため、独立した法人格を有しないと

れらは、各々「組合」と「会社」に該当すると思われ、やはり独自の法人格の有無に着目した訳語であると言えよう。 次の文献では、"societas"が "a partnership"、"collegium"が "a corporation"とされている。 Jones, op.cit., p.5. 1

allgemeiner Staatslehre und Verfassungsgeschichte, 2. Aufl. (Köln, 1988), S.24.)

- るが、対外的には大幅な従属的地位に置かれるというものである。(P. Schwacke/E. Stolz, Staatsrecht mit て支配権(Herrschaft)を行使するという国家の結合形態であり、下位国は、 "Staatenstaat" とは、主権国家である「上位国」(Oberstaat)が「半主権国」である「下位国」(Unterstaat)に対し 観念 尚、 (Budesstaatsbegriff) ギールケは、ライプニッツ以前に提示されていた "Staatenstaat" の観念を巡り、「ライプニッツは連邦国家 の近代的理解に更に近づいた」との評価を下している。Gierke, a.a.O., S.245-247. 通常、対内的には広範な自治を享受す
- state avant la lettre)である。)と呼ぶことによって、ライプニッツは議論への極めてオリジナルな貢献をしたので た。)の『連合』('union')と見做した」のであり、「帝国を『連合』(それは、恰も先駆的な連邦国(contemporary conventions)に反して、ライプニッツは帝国を諸地域(それらの各々が領域の主権党) ネイマンは、ライプニッツの領域結合に関する理論を次のように高く評価する。即ち、「同時代」 用している。本稿においてこれらの言葉は、読者の理解を容易にするために、全て「オランダ」として訳出されてい ライプニッツは、「オランダ」を示す言葉として、"Unitae Provinciae"・"Batavia"・"Respublica Belgica" 等を使 土権的君主を有し時代の通常の見解 federa

絡的に過ぎるように思われる。

に劣らないものであった。」(Nijman, op.cit., pp.64-67.)但し、

それは『身分制志向の連邦国家理論の発展』(Entwicklung einer ständisch orientierten Bundesstaatstheorie

帝国を連合とみなしたとするネイマンの見解はやや短